

平成25年(行ウ)第10号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)
平成27年(行ウ)第1号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)
原 告 河濱盛正 外
被 告 山口県知事

第16準備書面

2017(平成29)年9月27日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 田川章次



原告訴訟復代理人弁護士 白井俊紀



原告訴訟代理人弁護士 内山新吾



同 訴訟代理人弁護士 小沢秀造



同 訴訟代理人弁護士 堀良一



同 訴訟代理人弁護士 永井光弘



同 訴訟代理人弁護士 浅野正富



同 訴訟代理人弁護士 嶋田久夫



同 訴訟代理人弁護士 丸山明子



同 訴訟代理人弁護士 仁比聰平



同 訴訟代理人弁護士 石口俊一



同 訴訟代理人弁護士 則武透



同 訴訟代理人弁護士 米倉大樹



同 訴訟代理人弁護士 内山傑史



同 訴訟代理人弁護士 平尾真吾



同 訴訟復代理人弁護士 田川瞳



1 本件免許の効力

(1) 被告の主張

被告は、本件免許の失効、本件許可申請の効力については、平成20年から継続する多くの訴訟によてもその結論は出ていないことから、これらを公定力により有効なものとして行為することに違法性はなく、本訴訟においては、公定力を前提として、違法や裁量権の逸脱・濫用が判断されるのであるから、原告の主張がそもそもの前提を欠くと主張する。

(2) 原告の主張

ア しかし、公水法が、埋立免許の交付において工事の着手及び竣工の期間を指定し（2条）、指定期間内に工事が竣工しない場合には伸長の許可を必要とし（13条）、指定期間内に竣工しない場合には免許が失効する（34条）としているのは、同法が、公有水面の将来を無用に不確かにして、貴重な自然の管理がおろそかになることを避けようとする趣旨である。そうであるならば、変更許可申請がなされ、その申請に対する判断が標準処理期間内に可能であるにもかかわらず、合理的な理由なくその期間内に許否を判断しない場合においてまでも、許可申請がなされているという一事によって埋立免許の効力が維持され続けることは、法の趣旨に反するというべきである。

イ 本件許可申請は、運用基準②（指定期間内着手（竣工）を阻害した要因の解消度合い、運用基準③（埋立てを継続して行う必要性）を満たしていない。そして、本件許可申請が許可要件を満たしていないことは、標準処理期間である平成25年2月26日までに、判明していたことであり、亡山本知事もそのことを認識していた（原告第15準備書面、第2の2（2）イ）。亡山本知事は、本件許可申

請に対して、標準処理期間内に、不許可の判断をすることが可能であつたにもかかわらず、合理的な理由なくそれをしなかつた。したがつて、本件免許は、標準処理期間（平成25年2月26日）の満了とともに失効したと解すべきである。

2 判断留保の違法性が重大かつ明白であること

本件免許が標準処理期間の経過により失効した以上、亡山本知事及び村岡知事の判断留保は、違法であり、その違法性は重大かつ明白である。特に、補足説明の内容からすると、同様のやりとりが繰り返されており、単なる時間稼ぎであることが明白であつて、判断留保には何ら合理的な理由がないことが明らかである。

3 財務会計上の違法

(1) 原告第15準備書面でも財務会計上の行為の違法性は、職員が従うべき行為規範についての違法があるかどうかという観点から検討すべきであり、狭義の財務会計法規に限定されるものではない（西川知一郎編『行政関係訴訟』261頁〔山田亜湖〕（青林書院、2009），岡口基一『要件事実マニュアル第4巻』349頁（ぎょうせい、第3版、2011））。かかる行為規範には、地方自治法138条の2の地方公共団体の誠実執行義務等も含まれると解されることに照らすと、先行行為に重大かつ明白な瑕疵があるなど財務会計的観点から看過しがたい違法があった場合には、当該行為も違法になると解すべきである（西川・前掲行政関係訴訟271頁〔山田亜湖〕，岡口・前掲要件事実マニュアル第4巻350頁）。

地方公共団体の長は、その権限に属する一定の範囲の財務会計上の行為をあらかじめ特定の職員に委任することとしている場合であつても、当該財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている以上、当該財務会計上の行為の適否が問題とされてい

る住民訴訟において、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号前段にいう「当該職員」に該当するものと解すべきであり、委任を受けた職員が委任に係る当該財務会計上の行為を処理した場合においては、長は、同職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により同職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り、自らも財務会計上の違法行為を行ったものとして、普通公共団体に対し、当該違法行為により当該普通地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負うものと解するのが相当であって、このことは、財務会計上の行為を専決により処理させた場合も同様である（最判平 3・12・20 民集 45 卷 9 号 1455 頁、最判平 5・2・16 民集 47 卷 3 号 1687 頁、最大判平 9・4・2 民集 51 卷 4 号 1673 頁、西川・前掲行政関係訴訟 289 頁ないし 291 頁〔釜村健太〕）。

(2) 亡山本知事は、山口県知事として、標準処理期間である平成 25 年 2 月 25 日までに、本件許可申請が要件を満たしていないことが明らかになった以上、本件許可申請を不許可とし、職員による違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義務を負っていた。しかし、亡山本知事は、その判断をせず、その間、職員による違法な財務会計行為を漫然と放置した。亡山本知事は、本件許可申請が運用基準を満たしていないことを認識しているながら（そうであるからこそ、同じような内容のやりとりを中国電力との間でしている），本件許可申請に対する不許可の判断をしなかったのであるから、延長許可権限を行使しなかった本件判断留保の違法性について十分認識していた。亡山本知事が、山口県知事として、違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義務を果たさなければ、職員らが本件各支出にかかる違法な財務会計行為を行うことの認識・認容もあった。そして、亡山本知事には、

自らが職員らの違法な財務会計行為を阻止する義務を怠ったことにより、山口県が財産的損害を被ることの認識・認容、すなわち故意、もしくは少なくとも過失があったことは明らかである。

(3) 村岡知事は、標準処理期間の満了した後の平成26年2月25日に、山口県知事に就任しているが、この時点においても、本件許可申請が許可要件を満たしていないことは変わっておらず、本件免許はすでに実質的には失効していた。そうであるならば、村岡知事は、直ちに本件許可申請に対する不許可の判断をすべきであった。にもかかわらず、村岡知事は、亡山本知事と同様に、中国電力に対して、更なる補足説明を求め、その回答期間を1年とする等、明らかな引き延ばし行為に出ている。村岡知事についても、山口県知事として、本件許可申請を不許可とし、職員による違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義務を負っていた。しかし、村岡知事は、本件許可申請が許可の要件を満たしていないにもかかわらず、判断を留保し、その間、職員らに対して、本件各支出に係る違法な財務会計行為を阻止するよう指揮監督する義務を怠った。これにより、山口県が違法な財産行為に伴う支出によって財産的損害を被ったのであり、村岡知事もそのことについての故意、少なくとも過失があった。

(4) 以上のことから、亡山本知事及び村岡知事は、財務会計上の違法行為を行ったものとして、被告に対し、本件各支出相当額の損害について、賠償責任を負う。

4 特定性

本件各支出として、報酬、共済費、旅費、需用費、役員費及び備品購入費の6項目に加え、山口県が中国電力に対して補足説明を求める際に送付した書面の郵送費が、本件免許に係る事務に費やされた費用である。

支出負担行為日・支出命令日，支出負担行為・支出命令書，支払日については，別表の該当欄記載のとおりである。

これらの支出のうち，平成25年2月26日以降に本件免許にかかる事務に費やされたことが強く推認され，かつ証拠があるものだけでも，以下のものがある。

旅費 山本知事 6万1715円

村岡知事 14万9412円

需用費（本代）

村岡知事 1万5750円

少なくともこの範囲における公金の支出が違法であることは明らかである。

以上

別表11

**各知事の在職期間における人件費・事務関連費
(監理課・港湾課)**

費目	山本知事	村岡知事	備考
1 給与・職員手当・共済費（正規職員に係るもの）	—	¥184,659,812	別表1
2 追加費用（正規職員に係る共済費の事業主負担の追加負担）	—	¥7,641,563	別表2
3 山口県地方港湾審議会	¥73,600	¥55,200	別表3
4 共済費（社旗保険料・労働保険料）	¥330,302	¥168,909	別表4
5 旅費	¥4,191,987	¥1,370,031	別表5
6 需要費（一般需要費）	¥788,082	¥1,326,089	別表6
7 需要費（食糧費）	¥1,820	¥1,540	別表7
8 役務費	¥305,724	¥104,572	別表8
9 備品購入費	—	¥1,493,520	別表9
10 郵送費	¥600	¥120	別表10
合計	¥5,692,115	¥196,821,356	